

事 務 連 絡
平成 29 年 7 月 12 日

各市町村（学校組合）教育委員会
ご担当者 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課 給与担当

介護休暇及び介護時間にかかる月例報告について

平素より、県費負担教職員の給与の適正支給等にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

この度、貴管内の各学校の給与事務担当者に、別添の事務連絡を配布してくださるようお願いいたします。

事 務 連 絡

平成 29 年 7 月 12 日

各市町村（学校組合）立小中学校

高知市立高知特別支援学校 給与事務担当者 様

高知商業高等学校（定時制）

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課 給与担当

介護休暇及び介護時間にかかる月例報告について

平素より、所属職員の給与事務の適正処理に努めていただき、お礼申し上げます。

このことについて、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則が改正され、平成 29 年 4 月 1 日より、新たに介護時間の制度が設けられました。

つきましては、月例報告に関して留意事項を下記のとおりまとめましたので、適正に事務処理を行ってください。

記

1 介護休暇について

給与 Web の月例報告画面で減額時間を登録し、速やかに休暇簿（介護休暇用）の写しを FAX にて教職員・福利課へ送付する。

2 介護時間について

上記 1 と同じ作業を行う。

3 その他

介護休暇等により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しない場合は、通勤手当は不支給となるため、月例報告にて通勤手当の当月除外の登録漏れがないよう注意してください。（諸手当認定事務の手引き【通勤手当】7 ページ参照）

なお、部分休業については、部分休業承認報告書の提出の必要はありません。各学校において、減額時間を必ず登録してください。

【担当】

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課 給与担当

TEL : 088-821-4906

FAX : 088-821-4725